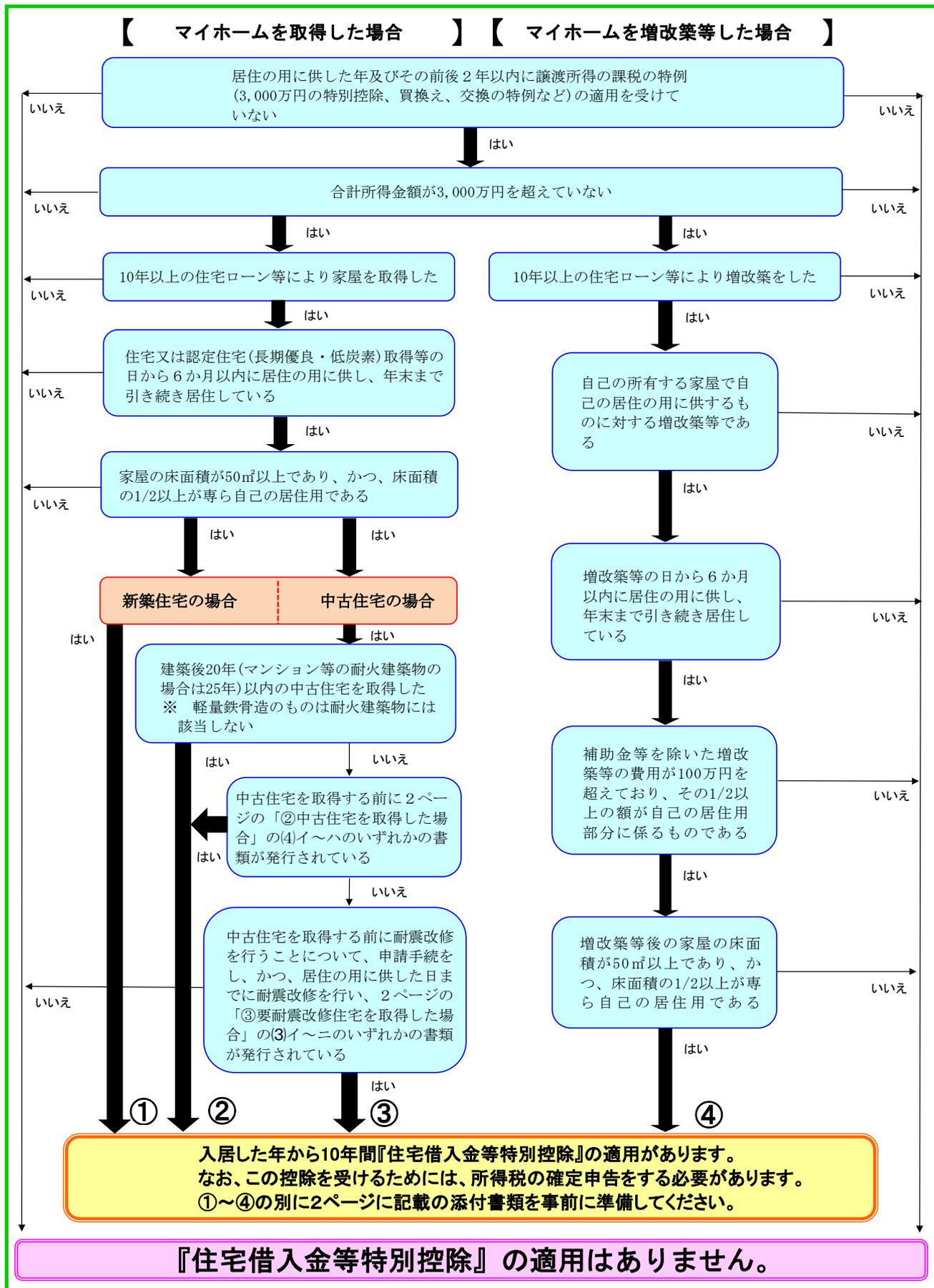


住宅借入金等特別控除

(平成29年中に入居した人用)

住宅ローン等を利用してマイホームを取得（増改築等）した方で、一定の要件に該当すれば、平成29年分から10年間所得税が軽減されます。



住宅借入金等特別控除を受けるためには、以下の添付書類が必要となります。

① 新築住宅を取得した場合

- (1) 建物の登記事項証明書（原本）
- (2) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（複数ある場合、その全ての証明書の原本）
- (3) 給与所得や公的年金等の雑所得がある方は、平成29年分の源泉徴収票（原本）
- (4) 敷地等の購入に係るローン等について控除を受ける場合
 - イ 敷地等の登記事項証明書（原本） ※ マンション購入の場合は、添付不要
 - ロ 敷地等の分譲に係る契約書の写し
- (5) 住宅に係る請負契約書又は売買契約書の写し

* 次の(6)、(7)に該当する場合は、(1)～(5)に加え、それぞれ(6)、(7)に掲げる書類の添付が必要です。

- (6) 補助金等の交付を受けた場合や「住宅取得等資金の贈与の特例（注1）」の適用を受けた場合は、その額を証する書類の写し
（注1）住宅取得等資金の贈与の特例とは、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」をいいます。
- (7) 認定住宅（次のイ又はロに掲げる住宅）の新築等に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合
 - イ 認定長期優良住宅（(イ)、(ロ)の両方の書類が必要）
 - (イ) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
※ 長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書の写し
※ 認定計画実施者の地位の承継があった場合は、認定通知書及び地位の承継の承認通知書の写し
 - (ロ) 住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書（原本）
 - ロ 認定低炭素住宅
 - (イ) 低炭素建築物（A、Bの両方の書類が必要）
 - A 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し
※ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書の写し
 - B 住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定低炭素住宅建築証明書（原本）
 - (ロ) 低炭素建築物とみなされる特定建築物
特定建築物用の住宅用家屋証明書（原本）

② 中古住宅を取得した場合

- (1) 上記の「①新築住宅を取得した場合」の添付書類の(1)～(4)及び(6)に掲げる書類
- (2) 住宅に係る売買契約書の写し

* 次の(3)、(4)に該当する場合は、(1)、(2)に加え、それぞれ(3)、(4)に掲げる書類の添付が必要です。

- (3) 債務承継に関する契約に基づく債務を有するときは、その債務承継に係る契約書の写し
- (4) 建築後20年（マンション等の耐火建築物の場合は25年）を超える中古住宅を取得した方で、その家屋が地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるもの（耐震基準）に適合する場合は、次のイ～ハのいずれかの書類（住宅を取得する前に発行されたものに限る。）
 - イ 耐震基準適合証明書（原本）（家屋の取得の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの）
 - ロ 建設住宅性能評価書の写し
（その家屋の取得の日前2年以内に、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1～3であると評価されたもの）
 - ハ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（原本）
（住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う一定の保険契約であって、その家屋の取得の日前2年以内に締結したもの）

③ 要耐震改修住宅（注1）を取得した場合

- (1) 上記の「①新築住宅を取得した場合」の添付書類の(1)～(4)及び(6)に掲げる書類
- (2) 上記の「②中古住宅を取得した場合」の添付書類の(2)～(3)に掲げる書類
- (3) 次のイ～ニのうちいずれかの書類（住宅の取得の日までに申請手続をしているもの）（注2）
 - イ 建築物の耐震改修計画の認定申請書の写し及び耐震基準適合証明書（原本）
 - ロ 耐震基準適合証明申請書の写し及び耐震基準適合証明書（原本）
 - ハ 建設住宅性能評価申請書の写し及び建設住宅性能評価書の写し
 - ニ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書の写し及び既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（原本）
- (4) 耐震改修工事に係る請負契約書の写し

（注1） 要耐震改修住宅とは、中古住宅のうち耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外の住宅をいいます。

（注2） ロ及びハについて、家屋の引渡しまでに申請書の提出が困難な場合は、申請書の写しに代えて仮申請書の写し

④ 増改築等をした場合

- (1) 上記の「①新築住宅を取得した場合」の添付書類の(1)～(3)及び(6)に掲げる書類
- (2) 増改築等に係る請負契約書の写し
- (3) 建築確認済証の写し、検査済証の写し又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書（原本）

住宅借入金等特別控除（10年間控除）の計算方法

一般住宅	特定取得の場合	平成29年分～平成38年分 住宅ローン等の年末残高 (最高4,000万円)	(最高)40万円 (100円未満の端数金額切捨て)	10年間合計 (最高)400万円
① 新築住宅 ② 中古住宅 ③ 要耐震改修住宅 ④ 増改築等	上記以外の場合	× 1% =	(最高)20万円 (100円未満の端数金額切捨て)	10年間合計 (最高)200万円
	特定取得の場合		平成29年分～平成38年分 住宅ローン等の年末残高 (最高5,000万円)	(最高)50万円 (100円未満の端数金額切捨て)
認定住宅 (長期優良住宅 低炭素住宅)	上記以外の場合	× 1% =	(最高)30万円 (100円未満の端数金額切捨て)	10年間合計 (最高)300万円
① 新築住宅	特定取得の場合		平成29年分～平成38年分 住宅ローン等の年末残高 (最高5,000万円)	(最高)50万円 (100円未満の端数金額切捨て)

- * 住宅ローン等とは、家屋の新築等に係るローン等及び敷地等の購入に係るローン等で一定のものをいいます。
- * 住宅の取得等の対価の額又は費用の額が住宅ローン等の年末残高の合計額よりも少ないときは、その取得等の対価の額又は費用の額を住宅ローン等の年末残高の合計額として計算します。
- * 敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築等に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。
- * 共有名義で取得した場合や、連帯債務で住宅ローン等を借り入れた場合でも、一定の要件を満たす場合には住宅借入金等特別控除の対象となります。
- * 特別控除適用中の住宅に増改築等をした場合には、当該増改築等についても一定の要件を満たす場合には住宅借入金等特別控除を適用できます。
- * 家屋の新築、増改築等に関して補助金等の交付を受ける場合には、その金額を差し引きます。
- * 転勤の命令に伴う転居等により、家屋を居住の用に供しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供したときは、一定の要件を満たす場合には住宅借入金等特別控除の対象となります。
- * 住宅ローンにより耐震改修を行った場合、「住宅借入金等特別控除」と「住宅耐震改修特別控除」について、いずれの適用要件も満たしている場合には、両方の適用を受けることができます。（要耐震改修住宅を取得した場合を除く。）
- * 増改築等工事について、「住宅借入金等特別控除」と「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の要件を満たす場合は、いずれかの選択適用となります。

特定取得とは

- * 「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が8%の消費税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
- * 「特定取得」に該当するかどうかは、住宅に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写し等から、工事の請負契約の契約日や住宅の取得等の日などを基に判断することとなります。
- * 住宅の取得等又は増改築等に係る対価の額若しくは費用の額に含まれる消費税額等が、旧消費税率(5%)により課されるべき消費税額等である場合や、個人間の売買契約により住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等がない場合は「特定取得」に該当しません。

請負契約書、売買契約書等には収入印紙が貼られていますか？

請負契約書、売買契約書等が作成された日に応じて、次の金額の収入印紙を貼付する必要があります。

契約書等が作成された日	請負契約書、売買契約書等に記載された金額		
	500万円超1,000万円以下	1,000万円超5,000万円以下	5,000万円超1億円以下
平成9年4月1日～平成26年3月31日	10,000円	15,000円	45,000円
平成26年4月1日～平成30年3月31日	5,000円	10,000円	30,000円

このリーフレットは、**住宅ローン等**によりマイホームの取得や増改築等をした場合の『**住宅借入金等特別控除**』について説明しています。

～平成28年以前に入居された方や、各種住宅税制についてご不明な点がある方～

○ パソコン・スマホなどで調べる

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。是非、ご活用ください。



詳しくは、[タックスアンサー](#) [検索](#)



タックスアンサー掲載コード例

- 1210 マイホームの取得等と所得税の税額控除
- 1227 耐久性向上改修工事をした場合（住宅特定改修特別税額控除）
- 8013 災害を受けたときの住宅借入金等特別控除の適用期間の特例等

○ 電話により相談する

国税に関する一般的なご相談は、電話にてお受けいたします。



申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、お電話で問い合わせることができます！



最寄の税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

各種住宅税制の適用を受ける場合は確定申告が必要です

申告書は、「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！！

税務署に出向く必要なし！

ご自宅で作成して、e-Tax 又は 印刷して郵送等により提出することができます。



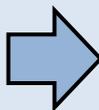
自動計算・いつでも作成可能！

計算誤りのない申告書をいつでも作成することができます。

スマホ・タブレットでも作成できます！



スマホ・タブレットからは、パソコンで利用可能な e-Tax の送信など、一部機能がご利用できない場合がありますので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出する必要があります。



コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して、申告書を印刷することができます！

[作成コーナー](#) [検索](#)

マイナンバーの記載を忘れずに！！



申告書には、
申告者ご本人や扶養親族などの
マイナンバーの記載



申告者ご本人の
本人確認書類(注)の提示
又は写しの添付が必要です。



(注) 例1:マイナンバーカード、例2:「通知カード」+「運転免許証や公的医療保険の被保険者証など」